

## 第5回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

### ■ 日 時

令和7年10月6日（月） 午後2時～午後4時30分

### ■ 会 場

宇都宮市上下水道局5階大会議室

### ■ 出席者

- ・ 委員：阿久澤真理委員、梓澤昌徳委員、飯村耕介委員、  
岩村由紀乃委員、大山眞一委員、小関裕之委員、釜井里奈委員、  
菅野大造委員、木村由美子委員、柴田賢司委員、関本充博委員、  
野澤克子委員、増田良二委員、三宅徹治委員（50音順）
- ・ 局側：上下水道事業管理者、経営担当次長、技術担当次長、副参事  
経営企画課長、経営担当主幹、企業総務課課長、  
お客様サービス課長、工事受付センター所長、水道管理課長、  
水道建設課長、下水道管理課長、下水道施設管理センター所長、  
下水道建設課長、水質管理課長、事務局職員

### ■ 傍聴者数

5名

### ■ 会議経過

1 開会

2 審議

- (1) 今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準について
- (2) 料金改定の水準と新たな水道料金体系について
- (3) 新たな下水道使用料体系について

※太田委員（会長）が欠席のため、三宅委員（職務代理人）が進行を行った。

- (1) 今後の財政見通しと下水道使用料改定の水準について  
事務局より、第4回審議会の資料3に基づき要点を説明

- E委員 : 27ページの地域下水処理の公共下水道への接続する時期及び費用を教えてほしい。
- 事務局 : 接続については現在、生活排水最適化計画を策定中であり、そこで検討を進めている。現在、市内で地域下水処理は9箇所あるが、計画的に公共下水に繋げられるよう、計画への位置付けを検討している。
- 事務局 : 接続域下水は瑞穂野や豊郷台など、団地開発で作られた小さい施設で処理している地域である。接続に関しては施設の耐用年数に応じて順次繋いでいく計画を立てている。実使用年数であり、建築から50年～100年程度である。まずは今後5年で接続できる箇所を検討中であり、次期は現時点では明らかではない。接続にかかる費用についても、最寄りの管渠の位置や許容量などから推定するものであり、現時点ではお答えしかねる。
- E委員 : 今後の費用であり、今回の収支の試算に含まれていないと理解した。5年ごとに収支を見直すと、その費用が反映されて使用料がさらに改定されてしまうのではないかと懸念している。
- 事務局 : 公共下水への接続は施設の更新にかかる費用と公共下水に繋ぎかえた際の費用のバランスを見て検討することから、使用料改定に直結するものではないと考えている。
- A委員 : 30ページについて、料金改定の水準について確認したい。水道料金は緻密な計算の積み上げで算出されているが、下水道使用料は様々な調整の結果改定率10%が算出されている。その根拠は5年間の物価上昇ということだが、長年改定をしていない状況で10%程度の改定にて物価水準を考慮できているのかは疑問である。改定率10%の客観的な根拠を示してほしい。
- 事務局 : 下水道の改定率については水道同様の計算方法で算出しており、その計算では本来30%程度の改定が必要である。しかし、下水

道会計の仕組みで、使用料を上げても、一般会計負担金が減るのみで、下水道事業の利益が増えるものではない。

そのことから、まずは純利益が出るような使用料へと改定していくのが、水道料金の改定もあり、下水道も30%の改定では市民への影響が大きいため、10%としたところである。

事務局 : 水道事業も下水道事業も今後10年間の収支見通しと作成し、収支計画を算出している。収支計画上では本来、水道は60%，下水は30%の改定が必要である。

どちらの事業も今回の改定に留まらず、今後10年で2回程度の料金改定が必要と考えており、下水道は30%が必要となることから、それを3回に分けて改定することを念頭に10%としたところである。

A委員 : 説明を聞けば納得ができる改定率であるが、今後、市民にもわかるように説明していく必要性があると考える。

J委員 : 改定時期について、料金改定は市民生活に大きな影響を与えると考えている。

水道料金の改定に合わせて下水道使用料も改定するということであるが、今後10年で調整するということであれば、下水道使用料の改定は1年遅らせて改定することも可能ではないか。検討していただきたい。

事務局 : 局としては同時に改定することを考えていた。一度、休憩をはさみ、その間に局内で検討させていただきたい。

F委員 : 休憩の前に一点確認したい。

E委員の意見に關係するが、27ページの地域下水の料金について、これから接続を検討しているのが9箇所という話であったが、料金の統一は接続済みの地域下水も含めたものか。対象はどれくらいの世帯があるか。

事務局 : 接続済みの箇所は市街化区域で宅地開発されたもので、既に公共下水道として請求している。今後料金を統一するものは、主に市街化調整区域で宅地開発され公共下水道に接続されていな

いものとなり、世帯数については約6千世帯ある。

職務代理者：では、局の申し出について、休憩としてもよいか。

一同：了承

～休憩～

職務代理者：審議を再開する。下水道使用料の改定時期について、改めて事務局の見解を回答願います。

事務局：健全な経営を確保するために早期の改定が必要であるが、いただいた意見を踏まえ、市民負担と財政運営について比較検討した結果、下水道事業会計については、会計の仕組み上、遅らせたとしても資金ショートにはならないことから、答申案については1年遅らせる方向とする。

下水道事業会計は仕組み上、純利益がでないため、借金に依存している。経営の健全化を目的としているものの、今回は市民への影響を重視することとする。

E委員：値上げはやむを得ないと考えるが、料金が数年ごとに上がっていくのは市民の心理的なダメージが大きい。  
私のマンションの修繕積立金（均等積立方式）を例にすると、17年住んでいるが、積立金は変わっていない。ストレスが少ないのでありがたいと思っている。一般的なマンションの修繕積立金（段階増額積立方式）では最初は低く抑えて、数年ごとに積立金が上がっていくため、負担が大きいと聞く。  
これは提案でなく参考意見だが、料金を頻繁に上げるのは負担が大きいと感じる人がいることも認識しておいてほしい。

(2) 料金改定の水準と新たな水道料金体系について  
事務局より、資料1に基づき説明

- 事務局 : 説明の補足であるが、令和16年度まで一定の資金を確保する場合、水道料金は60%程度の改定が必要となる。今後、再度改定が必要ではあるが、その際は企業努力で改定の幅をなるべく小さくしていきたいと考えている。  
新体系の案をいくつか示した中で、当初から独居老人の世帯や学生のような世帯については福祉的配慮を検討しているが、市議会からも要望があり、一定の配慮をしたことを申し添える。
- 職務代理人 : 前回の審議会で提示された改定率よりも下げた28.6%という平均改定率について何か意見はあるか。
- 一同 : 意見なし
- 職務代理人 : 特段の意見がないようなので、平均改定率は28.6%で了承とする。提案のあった3つの料金表について意見はあるか。
- E委員 : 小口径及び大口径があるために案を複数作ったと推察される。  
市民の相当数（7割）が小口径利用者で、大口径は少ない。  
小口径使用者は生活に水を使っており、水を使い収益を生んでいるわけではない一方で、大口径使用者は水道を使うことで収益を生んでいる。そのため同一考え方に基づいて料金案を検討してしまうと歪みが生じてしまうと考える。  
また、B案について、値上げ率を計算すると、13mmと25mm口径の6～10m<sup>3</sup>は70円程度上がることから、318%の値上げになる。  
他の使用量の値上げ率は20%程度であり、最も使用者が多い小口径使用者から収益をあげる算定になっているのではないか。  
他の表を見ても突出した部分があるのは理解しがたい。
- 職務代理人 : 各案のヒートマップを見ていただくと、そのような改定率にはなっていないと見受けられる。

- E 委員 : ヒートマップと料金表の改定率の数字の異なっているように見え、どちらが正しいかわからない。私が料金表を計算した結果では、小口径の改定率が高い。
- 事務局 : B 案は算定要領（日水協）から基づいて算出したもので、小口径の改定率が高くなる。これは、B 案は本来あるべき料金案を表現したものであることから、小口径の改定率が高くなっていることは、本市がこれまで小口径の方々に配慮してきたことを表している。  
E 委員の話は、従量料金部分の改定率の話であると推察される。水道料金は基本料金と従量料金があり、実際の請求額の上昇率として示したもののがヒートマップである。
- K 委員 : 今回の料金案にて遅増度を引き下げることにより、大口径利用者に配慮いただいているのはわかる。それでも類似都市の改定率に比べても高い水準である。  
また、20ページを見ると大口径で使用水量の多い層は類似都市で最も高くなる。そのため多量の水を使用する事業者が地下水に転換することや、企業誘致の妨げにならないように配慮すべきであると考える。  
基本的にはこの改定の幅はやむを得ないが、従前からの大口需要者特例制度を維持して配慮いただきたい。
- 事務局 : 大口需要者特約制度は、平成19年から開始されている制度である。  
大口需要者が水道を利用しやすいように制定されたほか、渴水時における生活用水の安定性の確保の側面がある。規定の量を使用する病院や工場などが利用しているが、今回の料金改定に合わせて制度の見直しを検討する必要はある。
- K 委員 : 持続可能な経営という主眼は理解できるが、コストが厳しい現状で水道料金がさらに上昇した場合、企業の市外流出の懸念もある。地下水に転換している例もあるため、制度の存続については要望させていただく。
- A 委員 : ヒートマップはわかりやすい資料である。

38ページについて、口径13mmの中で43%の改定となっているのが100m<sup>3</sup>である。実際に13mm口径で100m<sup>3</sup>も使う使用者がいるのかという疑問がある。現在の契約者の口径と分布がわかれればさらに検討が進むと思う。

- 職務代理者 : 今の意見に関連するが、ヒートマップで20mmの水量が多いところが赤くなっている。物価高の中、逆進性が起きないよう低所得者への配慮をして欲しい。一般的な使用水量は16m<sup>3</sup>ではなく、25～35m<sup>3</sup>なのではないか。平均値のみではなく、中央値も見るべきではないか。  
また、基本水量制を廃止した案が提示されているが、従来の基本料金内の5m<sup>3</sup>以下の使用者はどのような世帯か。基本料金内の使用者には困窮者が含まれている場合には、単純に値上げを求めるような議論に進めることは適切ではないと考える。
- 事務局 : 毎月の水量を確認しているが、基本料金内は単身者が多いアパートや高齢者世帯などが多いエリアに多い。  
セカンドハウスや小規模な事務所として使っている場合もある。様々なケースがあるため、数字的なものを示すのは難しい。
- 事務局 : 今回提示した料金案は概ね生活困窮者に配慮している改定にはなっていると考えている。
- 事務局 : 節水機器の普及の影響で30m<sup>3</sup>使う家庭は減っていると想定される。20mmで16m<sup>3</sup>という使用水量については、平均値と中央値のズレは少ないと認識している。本市の世帯数と人口から見ると1世帯2人強であることから、大きくずれないと考えられる。  
基本料金の免除があった際には20%近くの利用者の支払いが0円となった。使用水量が5m<sup>3</sup>の世帯の支払いが抑えられていることは生活困窮者に配慮ができた料金形態となっていると考えている。
- 職務代理者 : 料金表C案を提案されているかいががか。
- 一同 : (C案を新料金表とすることについて)了承

- M委員 : 福祉関係への配慮という発言があったが、それはどういう配慮か。自治会にも独居老人が増えており、特例措置などがあるてもよいと考える。
- 事務局 : 独居老人や学生は水量が大きくない。その層の値上がりを抑えたということが配慮となっている。  
その他の措置となると当局ではなく、市の管轄となる。  
局では値上げ幅を抑えることが実施可能な配慮の限界である。
- M委員 : 配慮事項は、広報にも反映してほしい。
- 事務局 : 承知した。答申案及び広報にも反映する。
- E委員 : 下野新聞やとちぎテレビの方々も参加されているので発言するが、値上げに対しての特集を組むなど、広く広報してほしい。
- 職務代理者 : 他に意見がなければ水道料金の改定については料金表 C 案とするが、生活困窮者などへの配慮について広報していくということでおろしいか。
- 一同 : 了承

(3) 新たな下水道使用料体系について  
事務局より、資料2に基づき説明

職務代理者：改定時期を1年間伸ばすということになったが、算定期間は変わるのである。

事務局：算定期間に変更はなく、請求時期が変わるだけである。

E委員：水道では口径別資料が掲載されていたが、下水道には口径別資料はないのか。  
また、私のマンションの口径を水道アプリで確認してみると、斜線になって表記されていない。この場合は個別ではなくマンション全体の口径で考えるのか。

事務局：使用した水が下水を流れるが、水道の口径に合わせて下水道の口径を変えるわけではないため、下水では口径という使用料形態を使用していない。  
また、マンション等の集合住宅には集合栓という制度がある。  
これは、集合住宅の受水槽に送られる太い口径の親メーターで料金を計算すると高くなってしまうため、各戸メーターの細い口径で料金を計算して、集合住宅の管理会社や大家等が全戸分を一括して支払う特例である。  
このように管理会社等が料金を払っている場合と、各戸（個人）で払っている場合とでは、水道アプリ（みや水ポータル）上の表記は変わるかもしれない。

I委員：他県の市の改定状況が書いてあるが、市民からすると他県ではなく、県内の他の自治体の状況について、水道・下水ともに教えてほしい。

事務局：水道で話題になった使用者の分布、県内の改定状況など今回の会議の中ではデータが不足しているため、資料を準備し次第、早急にお送りする。

職務代理者：提案のあった料金表C案は、大口利用者の負担が小さいと思わ

れるが、意見はないか。

事務局 : C案の評価に記載しているが、大口利用者の負担が小さくなっている。改定率が10%というところを捉えて、金額の多寡で考えている。

K委員 : 大口利用者としてはC案の考え方賛同している。

職務代理人 : 以前に、大口利用者は地下水の利用分について、下水の使用分としてカウントしておらず、問題になったことがある。水道使用量=下水道使用量の考え方の中で、抜け道みたいなことがあったが、今は認識でよいか。

事務局 : 井戸水利用の事業者は、下水排水量を測るためのメーターをつけて、管理することとなっている。  
なお、井戸水利用の個人は、1人あたり1か月7m<sup>3</sup>、  
井戸水・水道の混合利用の場合は、その半分の3.5m<sup>3</sup>で  
下水排水量が積算されている。

職務代理人 : 他に意見がなければ改定率(9.9%)と料金表C案は了承  
いきことでよろしいか。

一同 : 了承

職務代理人 : 次回答申案のとりまとめの際には、本日の意見を答申案に盛り込んでいただくことを要望する。

#### (4) その他

事務局より、第4回の開催予定を伝達

### 3 閉会